

モーリタニア月例報告
(2018年5月及び6月)

2018年7月
在モーリタニア日本国大使館

主な出来事

【外政】

- 5月 7日 マリ首相のモーリタニア訪問
- 5月10日 サハラ・アラブ民主共和国 (RASD) 大統領発アブデル・アジズ大統領宛書簡の接到
- 5月16日 ガザ地区の情勢に関するモーリタニア政府の反応
- 5月16日 アブデル・アジズ大統領の中国・アフリカ協力フォーラム (FOCAC) サミットへの招待
- 5月18日 アブデル・アジズ大統領のイスラム協力機構 (OIC) 臨時首脳会合出席
- 5月21日 OIC 臨時首脳会合におけるアブデル・アジズ大統領の演説
- 5月21日 セネガル川流域開発公社 (OMVS) 高等委員のアブデル・アジズ大統領表敬
- 5月21日 インドネシア大統領特使のアブデル・アジズ大統領表敬
- 5月23日 中国人医療団のモーリタニア派遣に係る協定への署名
- 5月28日 トルコ石油・エネルギー・鉱業省代表団のアブデル・ヴェッタ石油・エネルギー・鉱業大臣表敬
- 5月29日 国内シーア派モスクのイマーム免職及び在モーリタニア・イラン大使の召喚
- 6月11日 セネガル大統領特使のアブデル・アジズ大統領表敬
- 6月11日 コンゴ (共) 大統領特使のアブデル・アジズ大統領表敬
- 6月26日 大菅アフリカ部長のイスマイル外相表敬

【内政】

- 5月17日 閣議における政党に係る修正法案の承認
- 5月24日 次期選挙に向けた国勢調査の実施
- 5月31日 野党間選挙協力の動き
- 6月 5日 議会選挙等に向けた野党陣営の動向
- 6月11日 内閣一部改造
- 6月11日 国民議会の選挙区定数に関する修正法案の可決

【経済】

- 5月14日 シュルーカ漁業・海洋経済大臣の漁業関連会合への出席

● 5月14日 石油・エネルギー・鉱業省と英国BP社共催による石油・ガス資源ガバナンスワークショップの開催

【治安情勢】

● 6月 5日 モーリタニア経由密航ルートの再活発化

● 6月 5日 ヌアクショット市内における銀行強盗事件

● 6月27日 軍事的立入禁止区域における治安対策措置の厳格化

【軍事】

● 5月28日 NATO軍事委員会委員長のガスワニ軍参謀総長表敬

● 5月29日 NATO軍事委員会委員長のアブデル・アジズ大統領表敬他

【外政】

● マリ首相のモーリタニア訪問

1 到着及びハッターミン首相との会談

5月7日午前、マイガ・マリ首相はモーリタニアに到着し、ヌアクショット国際空港の貴賓室においてハッターミン首相と会談を行った。

2 アブデル・アジズ大統領への表敬

(1) 同日、マイガ・マリ首相は、大統領府にてアブデル・アジズ大統領を表敬した(ハッターミン首相同席)。

(2) 同表敬後、マイガ・マリ首相は「オリゾン」紙のインタビューに答えたところ、同首相の発言要旨以下のとおり。

ア ケイタ・マリ大統領発書簡をアブデル・アジズ大統領に手交し、アブデル・アジズ大統領からは、親交及び友好の意をケイタ大統領に伝達するよう要請された。

イ アブデル・アジズ大統領の求めに応じ、マリ和平合意の実施状況を含むマリ情勢のブリーフを行った。

ウ 隣国であるモーリタニアとマリの治安情勢は切り離して考えることはできず、同観点から、両国が加盟するG5サヘル同組織は共通の治安問題対処のための最も効率的なツールとなっている。

エ アブデル・アジズ大統領とともに、エネルギー分野及び港湾分野を含む両国の協力関係について議論した。

3 ワーキング・セッションの実施

(1) 同日、マイガ・マリ首相は、ハッターミン首相と共にワーキング・セッションの共同議長を務め、その後、両首相は会談を行った。

(2) ハッターミン首相は、今次会談は、マリからの電力供給(発電容量40~50メガワット)要請について議論するために実施された旨明かした上で、本件に関しては、必要な措置を取るようとのアブデル・アジズ大統領からの

指示を既に得ている旨、また、ヌアクショット商業港におけるマリ向け物資の輸送簡易化のために必要な措置をとるよう、同じく指示があった旨述べた。

(3) これに対し、マイガ・マリ首相は、今次訪問の際の歓迎、エネルギー分野及び（港湾における）商業取引に係るモーリタニア政府の取り計らいに謝意を表明した。

(4) さらに、マイガ・マリ首相は、両国が治安分野を中心にサヘル地域の共通課題に取り組んでいる旨述べた他、モーリタニアにおけるマリ難民に関しては、本問題の解決及びマリ難民の本国への帰還に向けた両者の意思を確認した旨強調した。

4 帰国

同日、マイガ・マリ首相は、ヌアクショット腫瘍学国立センターを訪問後、ヌアクショット国際空港からモーリタニアを離れた。

(5月8日付当地政府系紙「オリゾン」)

●サハラ・アラブ民主共和国 (RASD) 大統領発アブデル・アジズ大統領宛書簡の接到

5月10日、アブデル・アジズ大統領がカダッド (Mr. M' Hamed Khadad) ポリサリオ戦線国家事務局常設部 (permanent desk of national secretariat) 委員兼サハラ・アラブ民主共和国 (RASD) 大統領顧問の表敬を受けた際、同顧問からRASD大統領発書簡を受け取った旨報じている。

アブデル・アジズ大統領への表敬後、カダッド RASD 顧問は「オリゾン」に対し、本書簡は二国間関係、(西サハラ) 地域における最新の状況、西サハラ問題の持続的・平和的解決に向けた国連及び AU の努力に係るものである旨明かした。(5月11日付当地政府系紙「オリゾン」)

●ガザ地区の情勢に関するモーリタニア政府の反応

1 アブデル・アジズ・モーリタニア大統領発弔辞 (要旨)

(1) 非武装の抗議者に対するイスラエルの不均衡な暴力行使により殉教した数十人のパレスチナ人及び数千人の負傷者に関し、アッパース・パレスチナ大統領及び兄弟であるパレスチナ人に対して哀悼の意を表する。

(2) また、エルサレムを首都とする独立主権国家設立という奪うことのできない権利を求め正当な闘いを繰り広げるパレスチナ人に対する、完全なる我々の支持を重ねて表明する。

2 モーリタニア外務・協力省声明

(1) パレスチナ人は、重大な攻撃の継続により、正当な権利を求める闘いにおいて、数十人の殉教者と数千人の負傷者という大きな代償を払っている。米

国大使館のエルサレムへの移転は、平和的なパレスチナ人抗議者に対するイスラエルの明白な侵害の増長に荷担している。

(2) その他の問題においては、国際法違反、人道上又はその他の理由から迅速な武力の行使が正当化される中、パレスチナ人に対する（イスラエルによる）過剰な暴力の行使や冷血な虐殺に対する（国際社会の）黙認は、（国際社会における）各問題の扱い方の不公平性や「二重の基準」が適用されていることを証明している。

(3) このような衝撃的現状を前に、モーリタニアは、平和的なパレスチナ人抗議者に対するイスラエルの攻撃を厳しく非難し、米国政府による同国大使館のエルサレムへの移転決定を再度告発するとともに、国際社会、特に安保理に対し、同分野に係る国際的決議を適用することにより、イスラエルの攻撃的で抑圧的な行為からパレスチナ人を保護する全ての責任を果たすよう呼びかける。

（5月16日付当地政府系紙「オリゾン」）

●アブデル・アジズ大統領の中国・アフリカ協力フォーラム（FOCAC）サミットへの招待

1 5月16日、アブデル・アジズ大統領は、張建国駐モーリタニア中国大使の表敬を受け、同大使を通じて友人である習近平国家主席から、9月上旬に中国で開催予定の中国・アフリカ協力フォーラム（FOCAC）サミットへの招待を受けた。

2 同表敬後、張建国大使は本紙のインタビューに答えたところ、要旨以下のとおり。

(1) アブデル・アジズ大統領は喜んでFOCACサミットへの招待を受入れた上で、同サミットに参加し、中国・モーリタニア間の協力関係の将来像について習近平国家主席と議論できることは幸甚である旨述べていた。

(2) 同サミットは中国・アフリカ関係にとり重要な会議であり、中国・アフリカ間の深い運命共同体の建設（*construction d'un destin commun tres profound entre la Chine et l'Afrique*）というテーマの下に開催される。

(3) 同サミットにおいては、モーリタニアを含むアフリカ諸国と中国との間の新たな協力について発表される予定である。

(4) また、アブデル・アジズ大統領は中国との二国間関係を発展させる目的で既に2回中国を公式訪問しており、両国首脳によって二国間関係は直接推進されており、顕著な進化を遂げている。

(5) 政治レベルだけでなく、経済、文化、公衆衛生、教育等その他分野においても、両国の二国間関係は徐々に発展しており、これらの分野において特筆すべき進展が見られている。

(5月17日付当地政府系紙「オリゾン」)

●アブデル・アジズ大統領のイスラム協力機構(OIC)臨時首脳会合出席

5月18日朝, アブデル・アジズ大統領は, イスラム協力機構(OIC)臨時首脳会合(於: イスタンブール)に出席するためモーリタニアを出発した(イジードビヒ外務・協力大臣同行)。(5月18日付当地政府系ニュースウェブサイト「AMI」)

●イスラム協力機構(OIC)臨時首脳会合におけるアブデル・アジズ大統領の演説

1 アブデル・アジズ大統領スピーチ要旨

(1) エルサレムの地位に係る国際的決議への違反である米国大使館のエルサレム移転及び, 数十人のパレスチナ人殉教者と数千人の負傷者を出した, 正当な権利の擁護及び絶望的な状況への拒絶を平和的に訴えた非武装の子供, 女性及び若者に対する不均衡なイスラエル軍による武力の行使により, パレスチナにおける危険は増大しており, 我々にはハイレベルによる同問題に対する立場決定が求められている。

(2) 我々の国々も直面している治安及び開発上の挑戦や, ムスリムの世界の多くの地域における戦争や緊張により, 我々が主要な懸念事項であるパレスチナ問題から背を向けることはない。パレスチナ問題はムスリムの中心的問題であり, そうであり続ける。国際社会及び平和を目指す全ての力と共に, 殺戮機であるイスラエルからパレスチナ人を守る義務が我々にはある。このことは, パレスチナ人が自身の諸権利を回復し, 国際的決議に沿うエルサレムを首都とするパレスチナ国家を建設することを可能とするだろう。

2 モーリタニアに係るパレスチナ首相の発言要旨

モーリタニアは, 常にパレスチナの公正な大義への強い支持を維持してきた。これは, 駐モーリタニア・イスラエル大使の追放や在モーリタニア・イスラエル大使館の閉鎖というアブデル・アジズ大統領の歴史的な決断や, イスラエルのアフリカへの浸透に反対するモーリタニアの努力により示されている。

3 アブデル・アジズ大統領のモーリタニア帰任

5月19日, アブデル・アジズ大統領はヌアクショットに帰任した。
(5月21日付当地政府系紙「オリゾン」)

●セネガル川流域開発公社(OMVS)高等委員のアブデル・アジズ大統領表敬

5月21日, アブデル・アジズ大統領は, セメガ(Mr. Hamed Diane Semega) OMVS 高等委員の表敬を受けた(ヴェッタ(Mr. Mohamed Abdel Vetah) 石油・エネルギー)

ギー・鉱業大臣及び OMVS 高等委員次長同席)。(5月22日付当地政府系紙「オリゾン」)

●インドネシア大統領特使のアブデル・アジズ大統領表敬

5月21日, アブデル・アジズ大統領は, ウィラジュダ (Mr. Hassan Wirajuda) インドネシア大統領特使の表敬を受けた。両者は, モーリタニアとインドネシアの二国間関係及び共通の関心事項について検討した。(5月22日付当地政府系紙「オリゾン」)

●中国人医療団のモーリタニア派遣に係る協定への署名

1 5月23日, ディエ (Mr. Ahmed Ould Sid' Ahmed Die) 保健省次官と張建国駐モーリタニア中国大使は中国人医療団のモーリタニア派遣に係る二国間協定に署名した。

2 これは保健分野におけるモーリタニア・中国間の協力関係50周年記念の枠組みによる支援である。(5月24日付当地政府系紙「オリゾン」)

●トルコ石油・エネルギー・鉱業省代表団のアブデル・ヴェッタ石油・エネルギー・鉱業大臣表敬

5月28日, アブデル・ヴェッタ石油・エネルギー・鉱業大臣は, ヌアクシヨットにおいて, トルコ石油・エネルギー・鉱業省代表団の表敬を受けた。今回の来訪は, 2月28日のエルドアン・トルコ大統領のモーリタニア訪問時に二国間で署名された炭化水素及び鉱業分野での合意覚書 (MOU) のフォローアップの一環である。(5月29日付当地政府系紙「オリゾン」)

●国内シーア派モスクのイマーム免職及び在モーリタニア・イラン大使の召喚

1 イジードビヒ外相の在モーリタニア・イラン大使召喚

(1) 5月29日, イジードビヒ外相は, マーリク学派やモーリタニア国民に受入れられている教義に抵触する在モーリタニア・イラン大使館や同館関連団体のモーリタニアでの活動を拒絶する旨通知するため, 在モーリタニア・イラン大使を召喚した。

(2) サハラ・メディア独自の情報源によると, モーリタニア政府は在モーリタニア・イラン大使に対し, シーア派教義のモーリタニア導入を阻止するための措置について説明した。同措置の中には, 「El Moujema mosk」のイマームの免職, 同モスクの新たなイマームの任命及び同モスクをイスラム・宗教教育省の監視下に置くことが含まれる。同モスクは, 「Al El Beit」という団体との関係を有しており, シーア派教義を伝播することを目的に, イランやレバノ

ンにモーリタニア人学生を派遣することを任務としていた。

(3) 同情報源によると、モーリタニア政府は在モーリタニア・イラン大使に対し、モーリタニア社会の団結及びその信仰を脅かす背信行為を中止するよう命じた。

(4) これまでも、モーリタニア政府はイランやヒズボラに関係のある政党やその他機関に対する厳しい措置を取り、国内におけるこれらの政党に対する支援活動を全面的に禁止してきた。

(5) モーリタニアは在イラン・モーリタニア大使館の館員を数年前から減少させてきており、同館長は臨時代理大使に留めており、また、累次にわたりイランのアラブ諸国の内政への介入を批判してきた。

(5月29日付当地独立系ニュースウェブサイト「サハラ・メディア」)

2 イランとの外交関係断絶のための理由を探すモーリタニア

(1) サウジアラビアからのモーリタニア政府に対する在モーリタニア・イラン大使館凍結に係る要請を受け、モーリタニア・イラン関係は日に日に悪化している。在モーリタニア・イラン大使の召喚はその第1歩である。

(2) モーリタニア政府は「熱心な勧誘行為」の背後には在モーリタニア・イラン大使館が存在すると疑っている。「El Moujema mosk」が標的となり、同モスクのイマームは免職されるだろう。

(3) いくつかの情報源によると、モーリタニア政府はイランとの外交関係断絶を正当化するための理由を探している可能性がある。

(4) モーリタニアの主要資金供給者であるサウジアラビアからの提案に基づく、モーリタニアのカタールとの外交関係断絶が思い出される。

(5月30日付当地独立系ニュースウェブサイト「Mauriweb」)

3 ウルド・シェイフ政府報道官コメント (関連部分抜粋)

(1) 問題は我々のモスクのイマームにある。我々は同イマームが、スンナ派マーリク学派である我々の社会に対して異質で偏向的な思考を有していることを確認した。

(2) 国家はイデオロギー面及び物理面双方において安全を確保する責務を負っているため、モーリタニア政府は、国内で偏向的な又は過激な思考の普及を求める個人の行動に終止符を打ち、これに介在するリスクを取り除かねばならない。同原則に則り、同イマームは免職された。

(3) 本件は、文字どおり内政問題であり、他(国)との関係に影響を与えるようなものではない。

(6月1日付当地政府系紙「オリゾン」)

●セネガル大統領特使のアブデル・アジズ大統領表敬

1 6月11日、アブデル・アジズ大統領は、大統領府において、サル・セネガル大統領の特使であるマンスール・エリマヌ（Mansour Elimane）石油・エネルギー大臣の表敬を受けた。

2 会談後、「マ」大臣はモーリタニア通信（AMI）に対し、「サル・セネガル大統領の親書をモーリタニア大統領へ手交することができた。会談では、石油、セネガルでの畜産業者の移牧、漁業といった主な協力分野で二人の大統領の見解が一致を見た。モーリタニア大統領の非常に前向きな見解を持ち帰ることができ満足している。」と述べた。右会談には、モーリタニアのアブデル・ヴェッタ石油・エネルギー・鉱業大臣も同席した。

（6月12日付当地政府系紙「オリゾン」）

●コンゴ（共）大統領特使のアブデル・アジズ大統領表敬

6月11日、コンゴ（共）大統領特使としてモーリタニア来訪中のウィルフリド・マグロワール・オビリ（Wilfrid Magloire Obili）大統領法律顧問がアブデル・アジズ大統領を表敬した。会談後のモーリタニア通信（AMI）に対するインタビューの中で、同顧問は、本年7月にモーリタニアで開催予定のAU首脳会合にサス・ンゲッソ・コンゴ（共）大統領が出席する旨述べた。

（6月12日付当地政府系紙「オリゾン」）

●大菅アフリカ部長のイスマイル外相表敬

6月26日、モーリタニア訪問中の大菅岳史アフリカ部長が清水久継駐モーリタニア特命全権大使と共にイスマイル外相を表敬した。右会談にはアウファ外務・協力省アジア・アメリカ局長が同席し、両国共通の課題及び二国間関係強化の方途につき協議された。（6月27日付当地政府系紙「シャアブ」）

【内政】

●閣議における政党に係る修正法案の承認

5月17日の閣議において、政党に関する法律（2012年24番）の修正案が承認された。同閣議後の定例記者会見において、アブデッラ内務・地方分権大臣は、同承認につきコメントしたところ、要旨以下のとおり（関連記事別添）。

1 今次修正案は、まず、政党への交付金に係る条項の修正を含んでいる。これまでは、交付金の40%は選挙で1%以上の投票率を獲得した政党に、残りの60%は選挙で1%未満の得票率の政党を含む全政党に配分されていた。

2 他方、今次修正案は、交付金の40%は選挙で1%以上の投票率を獲得した政党に平等に、残りの60%は同じく選挙で1%以上の投票率を獲得した政党に、得票率に応じて配分されることとしている。

3 また、今次修正案は、選挙に2回連続で出馬しない政党は、法律により、解体することとしている。（5月18日付当地政府系紙「オリゾン」）

●次期選挙に向けた国勢調査の実施

1 24日付閣議決定

5月24日の閣議において、選挙実施に向けた国勢調査の実施様式を定める政令案が審議された。同政令案は、次期選挙実施の際の基礎となる選挙人登録名簿の作成を目的に、独立選挙委員会（CENI）が国勢調査を行うことを可能にするものである。

2 国勢調査実施に係るCENIと国立統計局（ONS）との合意署名

5月27日、CENI及びONSは、2か月間の全国的な国勢調査及び1か月の在外自国民に係る調査の実施について合意署名した。CENI側署名者のベイディエル（M. Ethmane Ould Beidiel）副委員長はモーリタニア通信（AMI）に対し、選挙啓蒙キャンペーンの意義を兼ねた国勢調査の成功に向けて、CENIは全ての政党、市民社会団体、全ての選挙関係者と調整・協働する用意がある旨述べた。なお、本件署名には、CENIの事務局長及び委員らが立ち会った。（5月28日付当地政府系紙「オリゾン」）

●野党間選挙協力の動き

6月5日付当地オータンティック（Authentique）紙は、上記政党法の修正を踏まえ、穏健野党のサワブ（SAWAB）党と非公認政党の「反奴隷闘争復活イニシアチブ（IRA）」が、党是や主義主張の違いにもかかわらず、選挙協力に合意した旨報じているところ、要旨以下のとおり。

1 5月31日、サワブ党とIRAは協力合意の署名を行った。これにより、サワブ党は将来的に国民議会で議席を有し、政党助成金も受けられるようになる一方、次の国民議会選挙及び2019年の大統領選挙において、ビラムIRA党首をサワブの公認候補とすることとなる。これにより、サワブ党は国民議会で最低でも3議席が確保され、ホルマ・サワブ党首、ビラムIRA党首、女性候補者（どちらの政党から選ぶかは未定）に各議席が割り当てられる。市議会選挙においては、IRAがヌアクショット周辺の幾つかの州（Willaya）や内陸部の市町村で勝利する可能性が十分ある。

2 サワブ党は国民的支持基盤の欠如に苦しんでおり、2006-07年の国民議会選挙及び市議会選挙では9つの州で候補者を擁立したものの、1人も

当選させることができなかった。この選挙支持基盤の欠落というハンディを抱え、政党法で新たに定められた解党規定から同党を守るのに必要な1%の得票率を獲得できるか懸念されるため、サワーブにとっては、政治的駆引きの舞台に身を置くためにも、IRAの強力な動員力を当てにできる状況が必要である。他方、IRAの側としても、選挙参加に必要な政党公認が得られない状況に苦慮しており、政治の舞台に身を置くための合法的な枠組みを（今回の協力合意に）見出している。これにより、IRAも州議会、国民議会、市議会で議席を獲得できるようになる可能性があり、合法的な枠組みの中で反奴隷制といった人権闘争を展開することが可能となる。

3 この動きに対し、政府スポークスマンは、5月31日の記者会見において、「サワーブ党は公認政党であり、あらゆる政治活動を行う権利を有しており、新たな党员獲得のために他の運動団体へ活動を拡大させることができる。しかし、（IRAという）非公認政党を特徴立たせているその特殊なスピーチやスローガンを宣伝したり掲げたりすることはあってはならず、サワーブ党は自らの決定や選択に対して責任を有する。いずれにせよ、国家は人及び財産の安全に留意しており、国の安定を保証するあらゆる手段が講じられる」と述べ、サワーブ党に対して警告した。

●議会選挙等に向けた野党陣営の動向

6月5日付当地オータニティック（Authentique）紙は、9月の議会選挙及び市長選挙に向けた野党陣営の動向につき報じているところ、要旨以下のとおり（関連記事別添）。

1 本年9月の議会選挙及び市長選挙を通じて、大統領側与党陣営、対話路線の穏健野党、急進野党といった全ての政党間における真の勢力関係を知ることができるはずである。選挙の透明性が確保されれば、今回の選挙は非常に重要なものとなる。

2 野党連合FNDUは、選挙参加の決定によりこの流れを主導した。政権側との間で独立選挙委員会（CENI）メンバーの見直しにつき検討が行われているが、たとえ合意に達しなかったとしても、FNDUに属する諸政党は選挙に参加するものと思われる。FNDUに属するタワッスル党（Tawassoul）の党首は、1日夕に開催されたラマダン集会において、選挙参加について重ねて表明するとともに、選挙の透明性確保を呼びかけ、FNDUの立場を代弁した。

3 ダッダ党首が選挙参加の意思を表明したと見られるRFDでは、選挙参加を決定するために開催されていた党会合が終了し、検討結果は同党執行事務局での審議に上げられた。本件に詳しい情報筋によれば、RFDは選挙参加を決定した由である。

4 野党諸政党は、第2回投票での協力を想定しつつ、選挙戦に向けて具体的に動き出すことで既に合意したようである。これにより、各政党間での良好な関係を維持しつつ、自党の力をお互いに測ることが可能となろう。

●内閣一部改造

6月11日付の政令により、大統領府が内閣の一部改造を行ったところ、以下のとおり。

1 新入閣した大臣

(1) 外務・協力大臣

イスマイル・ウルド・シェイク・アフメド (Mr. Ismael OULD CHEIKH AHMED)

(2) 青少年・スポーツ大臣

マリエム・ミント・ビルル (Mrs. Marieme MINT BILAL)

2 横滑りした大臣

(1) 商業・工業・観光大臣

ハディジットウ・ミント・ムバラク・ファール (Mrs. Khadijetou MINT MBARECK FALL)

(前外務大臣付マグレブ・アフリカ連合兼在外モーリタニア人担当大臣)

(2) 社会関係・子ども・家族大臣

ナーハ・ミント・ハマディ・ウルド・ミクナース (Mrs. Naha Mint Hamdi OULD MOUKNASS) (前商業・工業・観光大臣)

3 所掌の一部変更

(1) 文化・伝統産業・議会大臣兼公式スポークスパーソン (←「議会」の追加)

モハメド・レミン・ウルド・シェイフ (Mr. Mohamed Lemine OULD CHEIKH)

(2) 市民社会関係大臣 (←「議会」の削除)

ハワ・シェイク・シディヤ・タンジャ (Mrs. Awa Cheikh Sidiya TANDIA)

4 更迭された大臣

(1) 前外務・協力大臣

イセルク・ウルド・アフマド・イジードビヒ (Mr. Isselkou OULD AHMED IZIDBIH)

(2) 前青少年・スポーツ大臣

モハメド・ウルド・ジブリール (Mr. Mohamed OULD DJIBRIL)

(3) 前社会関係・子ども・家族大臣

マイムーナ・ミント・モハメド・タキ (Mrs. Maimouna MINT MOHAMED TAGHI)

5 空席となった大臣ポスト

外務大臣付マグレブ・アフリカ連合兼在外モーリタニア人担当大臣

(6月11日付モーリタニア通信 (AMI))

● 国民議会の選挙区定数に関する修正法案の可決

6月11日、国民議会において、同議会の選挙区定数に関する修正法案が可決された。主な修正点は以下のとおり。

(選挙区)	(旧定数)	(新定数)	(増減)
セリバビ (Selibaby)	4	3	-1
ガブ県 (moughataa de Ghabou)	0	2	+2
ベニシャブ県 (moughataa de Benichab)	0	1	+1
(全体)	155	157	+2

(6月12日付当地政府系紙「オリゾン」)

【経済】

● シュルーカ漁業・海洋経済大臣の漁業関連会合への出席

1 「頭足類の質改善のためのアクションプラン策定委員会」

5月14日、シュルーカ漁業・海洋経済大臣は「頭足類の質改善のためのアクションプラン策定委員会」の審議冒頭に出席し、要旨以下のとおり発言した。

(1) 頭足類、特にタコは漁業セクターの中でも戦略的位置を占めている。頭足類の年間輸出量は3万トンであり、価格にして3億5000万ドルに達するが、そのうち90%はタコの輸出によるものである。

(2) また、タコ漁は船員と零細漁民を合計した人数(55,000人)の約半数に及ぶ27,000人の直接雇用を創出しており、雇用創出に大きく貢献している。

(3) 頭足類の質改善と更なる高付加価値化を達成するため、漁業環境から漁獲物取扱い、加工、保存そして輸出までの一連の過程を改善するべく本委員会は設置された。本委員会では、手続きの透明性確保のため、(頭足類の)分類規格の改定についても議論する。

(4) 本アクションプランは、品質規格に係る研修の項目も含んでおり、漁業生産の全過程をカバーするものである。

2 「漁獲整備・開発のための国家諮問評議会」

(1) 同日、シュルーカ漁業・海洋経済大臣は、「漁獲整備・開発のための国家諮問評議会」第二会期の議長を務めた。

(2) 本評議会では、2018年第1四半期における漁業セクターの輸出の成果が検討され、「タコ5か年計画」改革案が承認されたほか、漁業区域及び漁場の回復方法について議論された。

(3) 本評議会は漁場の回復や漁業資源開発に係る戦略に対し提案や助言を与える組織であり、任期4年の16名の委員で構成されている。

(5月15日付当地政府系紙「オリゾン」)

●石油・エネルギー・鉱業省と英国BP社共催による石油・ガス資源ガバナンスワークショップの開催

1 石油・エネルギー・鉱業省及び英国BP社は、オックスフォード大学資源豊富経済分析センター（Oxford Centre for the Analysis of Resource Rich Economies）（当館注：同センターはBP社の寄付により2007年に創設された）の協力の下、石油・ガス資源のガバナンスに関するワークショップを開催した。同ワークショップへの参加者たちは、（発表者による一般論としての）石油・ガス部門の展望及びグッド・ガバナンス規範の設立を通じ国家が同資源から最大限に利益を得ることが可能となる方策について強い関心を寄せた。

2 石油・エネルギー・鉱業省次官によれば、本ワークショップの開催は、アブデル・アジズ大統領及び当局が採掘部門、特に石油・ガス部門におけるグッド・ガバナンスに対して強い関心を持っている証左である。同次官は、2001年に発見されたシンゲッティ油田の生産開始の2006年以降モーリタニアは原油生産国となり、同油田における生産は既に停止したものの、同油田は4,100万バレルの生産、価格にして4億5千万米ドルの収入を当国にもたらし、それにより同省は同部門の管理に関する有用な経験を豊富に蓄積することができた旨強調するとともに、本ワークショップにおける議論から提言される勧告は、国際的な成功経験に準拠しつつモーリタニアの文脈に適用させるにふさわしいことから、明確、実用的かつ有用なものとなろうと述べた。

3 BP社代表は、モーリタニアにおいてBP社はパートナー、特に石油・エネルギー・鉱業省との緊密な協力の下で活動する旨確約するとともに、モーリタニアは石油・ガス部門の生産において現在重要な局面を迎えている旨明らかにした。

4 参加者は、BP社の専門家たち及びオックスフォード大学の著名な教授たちによる一連の発表に注意深く耳を傾けていた。

（5月15日付当地政府系紙「オリゾン」）

【治安情勢】

●モーリタニア経由密航ルートの再活発化

モーリタニア北部ヌアディブ沖合で、53人のセネガル人不法移民が取締りを受けたところ、概要以下のとおり。

1 3人の子供を含む53人のセネガル人不法移民を乗せたボートは、スペイン領を目指してセネガルのFass Boye（ティエス州）を4日に出航した。情報筋によれば、その後、ボートは燃料や食糧もなくモーリタニア北部のヌアディブ沖合を漂っていた。ボートの船頭役は食糧調達を口実にしてボートから離れて

いったが、2日経っても何の音沙汰もなかった。53人の不法移民は、本国送還のため入国管理警察に引き渡された。警察は、船頭役のAssane Kaという人物の行方を追っている。

2 注目すべきなのは、この数週間前から、モーリタニア経由の欧州向け密航ルートが再び密航仲介業者たちにより選好されている可能性があるということである。3年前にスペイン政府とモーリタニア政府との間で、航空機や船舶等の供与を含む監視部隊の設置について取極めが行われて以降、この密航ルートは長らく使用されなくなっていた。この密航ルートから追いやられた密航仲介業者たちは、その後リビア経由の密航ルートを選択してきた。しかし、今やリビア・ルートで密航に成功する可能性が現実的ではなくなってきたことから、密航仲介業者たちの目はモーリタニアに向けられている。情報筋によれば、この数か月間で、複数のボートがスペイン領のカナリア諸島に辿り着くことに成功している。

(6月5日付当地オータンティック (Authentique))

●ヌアクショット市内における銀行強盗事件概要

ヌアクショット市内のアティジャリ銀行において、武装集団による銀行強盗事件が発生したところ、概要以下のとおり。

- 1 発生日：6月5日
- 2 発生場所：アティジャリ銀行（ヌアクショット市内東部、Toujounine方面24交差点付近）
- 3 概要：銃や短刀を持った4人の武装集団が銀行内に侵入し、現金約700万ウギア（日本円約2,100万円相当）を強奪した上、車両により逃走した。
(6月5日付当地ニュースサイト「CRIDEM」)

●軍事的立入禁止区域における治安対策措置の厳格化

6月27日、モーリタニア国軍参謀本部は、当地北部の軍事的立入禁止区域における治安対策措置の厳格化に係る27日付コミュニケを発出したところ、要旨以下のとおり。

- 1 昨今、北部の軍事的立入禁止区域への不法侵入が相次いでおり、金の盗掘を目的とした同区域への不法侵入者の中には外国人も含まれる。また、これらの不法侵入者は、武器の所持、夜間パトロール部隊への接近、密輸組織及びテロ組織との連絡及び取引、実弾を用いた警告の無視、及び隣国への越境等を行っている。
- 2 同区域の保安及びモーリタニア軍パトロール部隊の安全確保が困難を極める中、モーリタニア軍参謀本部は、全ての関係者に対し、治安対策を厳格に実

施していくための新たな措置を講じることを発表する。

3 本コミュニケの発出以降、軍事的立入禁止区域に侵入する、あるいは警告に従わない全ての者は、危険に晒され、厳しい法的尋問を受ける。

(6月28日付当地政府系紙「シャアブ」)

【軍事】

●NATO軍事委員会委員長のガズワニ軍参謀総長表敬

5月28日、ガズワニ軍参謀総長は、軍参謀本部において、3日間にわたり当国を公式訪問中のパヴェル (General Petr Pavel) NATO軍事委員会委員長の表敬を受けた。右会談では、モーリタニアとNATOとの協力について協議された。(5月29日付当地政府系紙「オリゾン」)

●NATO軍事委員会委員長のアブデル・アジズ大統領表敬他

1 アブデル・アジズ大統領表敬

(1) 29日、パヴェルNATO軍事委員会委員長はアブデル・アジズ大統領を表敬した。両者はモーリタニア及びNATOの協力関係及び共通の利益について検討した。

(2) 同表敬後、「パ」委員長はプレスに対し以下のとおり述べた(抜粋)。

ア モーリタニアとNATOとのパートナー関係

(ア) 1995年から、モーリタニアはNATOの地中海対話のパートナーであり、これ以来モーリタニアとNATOのパートナー関係は発展している。

(イ) モーリタニアとNATOは、2018年1月のガズワニ参謀総長のNATO軍事委員会参謀総長セッションへの出席、国防大臣のNATO本部訪問及び議員、教授、参謀将校のNATO本部訪問等の機会に、定期的に会合を行っている。

イ モーリタニアとNATOとの協力

(ア) NATOの「防衛」研修強化プログラムの枠組みで、モーリタニア国家参謀学校(ENEM)の教員はNATO規格に沿う作戦の計画・構想に係る研修を実施する予定である。

(イ) 29日、G5サヘル国防学校(College G5 Sahel)を訪問し、同校校長と議論を行った。この中で、教育分野におけるNATOと同校との協力関係構築の可能性が見えてきた。

(ウ) 「安全保障のための科学プログラム」の枠組みで、NATOはヌアクシヨット及びその他3都市における危機管理センターの実現に貢献した。

(エ) 特別基金により、NATOはモーリタニアの弾薬庫や施設の保安状況改善に資する計画を実施することが可能となった。

2 ディヤロ国防大臣表敬

同日、「パ」委員長はディヤロ国防大臣を表敬した。両者は、モーリタニアとNATOとの協力関係及び5+5大西洋対話グループ(Dialogue atlantique 5+5)の枠組みや、G5サヘル国防学校を通じたG5サヘルの枠組みにおける協力関係活性化のための方途について協議した。

(5月30日付当地政府系紙「オリゾン」)